## 沖縄行政評価事務所オープンカウンター方式実施要領

支出負担行為担当官 沖縄行政評価事務所長

### 1 目的

この要領は、沖縄行政評価事務所(以下「当事務所」という。)がオープンカウンター 方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約の見積合せを行う場合の取扱 いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

# 2 定義

オープンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号。以下「法」という。) 第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約において、契約担当官等(法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。)が見積りを徴する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

#### 3 対象となる契約

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、当事務所がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

# 4 調達案件の公表等

- (1) 本要領に基づく調達案件は、当事務所ホームページにおいて公表する。
- (2) 公表に付する事項は、調達件名、調達内容、履行期限、仕様書等の交付方法及び見積 書提出期限とする。
- (3) 公表期間は、一般競争入札公告の法定期間に準じて、10 日(土日祝祭日を含む。)以上の期間とする。

# 5 参加資格

本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合せに参加できる者は、以下の資格を有している者とする。

(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、当事務所が求める「資格の種類」のD等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有しない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する場合、総務省、他府省又は地方公共団体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、支出負担行為担当官から参加が認められた者については、この限りでない。
- (4) 総務省及び他府省等から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
  - ア 契約の相手方として不適当な者
    - (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき イ 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - (ア) 暴力的な要求行為を行う者であるとき
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者であるとき
  - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者であるとき
  - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者であるとき
  - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者であるとき
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

6 仕様書等の交付方法 当事務所において手交(希望者には電子メール等により交付)

#### 7 見積書の提出等

- (1) 見積合せへの参加を希望する者は、本要領、仕様書等を熟読し、内容を理解した上で見積書を提出するものとする。
- (2) 見積書の合計金額は、調達に要する一切の費用を含めた金額とする。
- (3) 見積書の様式は任意とするが、以下の項目は必ず記載すること。
  - ア 見積年月日
  - イ 調達件名
  - ウ 内容・規格
  - 工 数量
  - 才 見積合計額
  - カ 見積内訳・見積単価(消費税及び地方消費税については外税方式で記載する(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)。)
  - キ 見積参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名)、代表者印(押印のない見積書の場合、本見積りの責任者並びに担当者の役職、氏名、住所及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記することにより有効とする。当事務所と過去に取引がない者である場合には、運転免許証の写し等により本人確認を行うものとする。)
- (4) 納品等を行う物品について、指定した規格等と異なる規格(後継品又は同等品)による見積りを希望する者は、見積書の提出前に当事務所契約担当にカタログ等仕様の分かる書類等を提出し、確認を受けなければならない。確認を受けることなく指定した規格等と異なる規格での見積書を提出した場合は無効とする。
- (5) 見積書は、持参、郵便又は電子メールによる提出とする(提出期限必着)。 なお、ファクシミリ、電話その他の方法による提出は認めない。
- (6) 提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (7) 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいない場合又は提出された見積書の うち、予定価格の制限の範囲内での価格の見積りがないときは、オープンカウンター方 式を取りやめ、改めて、当事務所が別途選定した者に見積りを依頼し、見積合せを行う ことができる。
- (8) 見積合せに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 見積書の提出をもって上記 5(5)に規定する暴力団排除対象者に該当しないこと及び (6)の規定を誓約し、かつ、当事務所の求めに応じ、役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、

氏名及び生年月日の一覧表)の提出及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき 同意したものとみなす。

# 8 見積合せの方法

見積合せは、見積書提出期限の翌開庁日に当事務所契約担当が非公開で行うものとする。

## 9 見積書の無効

次に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者により提出された見積書
- (2) 提出期限までに到着しない見積書
- (3) 同一の者により提出された2通以上の見積書
- (4) 記載事項に不備がある見積書
  - ア 金額が不明確な見積書
  - イ 金額を訂正した見積書
  - ウ 金額以外の訂正について訂正印のない見積書
  - エ 氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない見積書
  - オ その他記載事項に不備がある又は判読できない見積書
- (5) 明らかに連合によると認められる見積書
- (6) 上記 5(5)及び(6)の規定に該当しないことの誓約に虚偽があった場合又は誓約内容 に反することとなった場合の見積書
- (7) 上記のほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を 具備していない見積書

### 10 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書をもって見積合せに参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書を提出した者を契約の相手方(以下「契約者」とする。)として決定する。
- (2) 契約者となるべき見積書を提出した者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定 に準じて、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該見積書を提出し た者にくじを引かせて契約者を決定する。なお、当該見積書を提出した者のうち、くじ を引かない者があるときは、これに代わって当事務所の契約事務に関係のない職員に くじを引かせる。

#### 11 結果の公表

見積合せの結果は、契約者の決定後速やかに、当事務所ホームページにおいて公表する。

### 12 契約の締結

- (1) 契約書又は請書(以下「契約書等」という。)の作成を要する案件の場合は、契約者に決定した日の翌日から起算して7日以内に、支出負担行為担当官から交付された契約書等に記名押印し、これを支出負担行為担当官に提出するものとする(請書については、押印は不要とし、電子メールによる提出を認めるが、提出する書面には責任者並びに担当者の役職、氏名、住所及び連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記するものとする。)。ただし、支出負担行為担当官から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- (2) 費用は契約者において負担する。
- (3) 契約者が上記(1)の期間内に契約書等を提出しないときは、契約者としての効力を失う。

# 13 異議の申立て

本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 14 その他

- (1) 見積書の作成及び提出等に係る費用は、全て見積合せに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 支出負担行為担当官は、契約者を決定するために、見積合せ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 支出負担行為担当官は、都合により見積合せを取りやめることができる。
- (5) 契約者として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実 な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

# 附則

この要領は、令和4年12月5日から適用する。